

平成 19 年度京都市職員採用試験の実施について

平成 19 年度京都市職員一般技術職（建築）における経験者採用試験を次のとおり実施します。

平成 19 年 4 月 2 日

京都市人事委員会
委員長 松井 珍男子

（以下別紙のとおり）

1 職種，採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数
一般技術職 (建築)	約10名

* 採用予定者数については，事業計画等により変更することがあります。

* 職務内容

「新たな景観政策」に関する業務，建築行政に関する業務，建築物の設計・施工に関する業務等に
 従事することを予定しています。また，採用後は任命権者間を含めて3年～5年で人事異動があります。
 (異動先の例:市役所，事業所等や交通局，上下水道局等)

2 受験資格 (学歴は問いません。)

(1) 年齢要件等

試験区分	職 種	受験資格
経験者	一般技術職 (建築)	昭和45年7月2日から昭和55年7月1日までに生まれた人 [経験要件] 民間企業等における職務経験が5年以上ある人 (平成19年6月30日現在) * 「民間企業等における職務経験」とは，会社員や団体職員，自営業者等として1 年以上継続して就業した経験をいい，公務員，非常勤のアルバイト，パートタイ マーとしての職務経験は該当しない。 * 期間算定について，職務経験が複数の場合には通算することができるが，同 一期間内に複数の職務に従事した場合にはいずれか一方のみの職歴に限る。ま た，1年未満の就業経験は通算しない。

* 最終合格決定後，職務経験期間確認のため，職歴証明書や確定申告書 (自営業者の場合) 等を提出
 していただきます。

* 上記の他，当該要件について質問があればお問い合わせください。

(2) その他の要件

ア 国籍は問いませんが，日本国籍を有しない人については，法令により永住が認められている人又は平成
 19年6月30日までに認められる見込みの人とします。

* 「法令により永住が認められている人」とは，「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国
 との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をい
 います。

イ 地方公務員法第16条に該当する人は受験することができません。

3 試験の方法及び内容

職 種	第1次試験 (*1)			第2次試験	
	教養試験 (択一式)	専門試験 (択一式)	経験小論文	口述試験	その他
一般技術職 (建築)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般知能分野及 び一般知識分野 (人文科学，社会科 学，自然科学など) [27問全問解答] ●京都市の建築行 政に関する問題 [3問全問解答] (1時間30分) <大学卒業程度> 	出題分野は別表参照 [30問全問解答] (1時間20分)	職務経験に関する 内容を問う論文試験 [1時間30分] (1200字以内)	個別面接(*2)	適性検査(*3) 及び 身体検査(*4)

- (*1) 原則として、試験時間中の途中退室はできません。
- (*2) 個別面接は、民間企業等における職務経験を踏まえたプレゼンテーションも含まれます。
- (*3) 適性検査は第1次試験日に行いますが、評価は第2次試験で行います。
- (*4) 各自受検した身体検査票を提出していただきます。(詳細は第1次試験日にお知らせします。)
 - いずれかの試験において、欠席又は棄権した場合には、それ以降の試験は受験できません。
 - 最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されません。
 - 教養試験と専門試験の例題をインターネットの当人事委員会事務局採用案内ホームページに掲載していますので、御参照ください。

別表：専門試験出題分野

建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
-----	--

4 試験の日時及び合格発表

職種	第1次試験		第1次合格発表	第2次試験	最終合格発表
一般技術職 (建築)	5月13日(日) ・関西文理学院 (案内図参照)	午前9時40分 ～午後4時40分	5月17日(木) までに行いま す。	5月19日(土)、20日 (日)のいずれか指定 する日	5月下旬

- 第1次試験合格発表は、合格者にのみ合格通知及び第2次試験案内を送付し、最終合格発表は、第2次試験受験者全員に合否を文書で通知します。
- 合格通知は、郵便事故などにより延着や不着となる場合もありますから、できるだけ市役所の掲示場(河原町御池北西角)で確認してください。市役所の掲示場へは発表の日から2週間掲示します。電話での合否の照会には応じられません。
- 当人事委員会事務局の採用案内ホームページでも、第1次試験合格者及び最終合格者の受験番号を掲載しますが、必ず通知書や掲示場で確認してください。
- 第1次試験不合格の場合には、第1次試験の得点の順位をお知らせしますので、希望の方は80円切手をはったあて先明記の長3号の封筒を第1次試験合格発表日後1箇月が経過する日までに提出してください。(申込み時に提出していただいても結構です。)

5 受験申込みの手続き

申 込 手 続	提出書類	① 京都市職員採用試験申込書 必要事項を記入し、写真(脱帽、正面向き、上半身、タテ4cm、ヨコ3cmの最近3箇月以内に撮影したもの)をはって提出してください。 ② 返信用封筒(長3号) 第1次試験の受験票を送付するために使用しますので、あて先及び氏名を明記し、80円切手をはって提出してください。
	申込先	京都市人事委員会事務局任用課 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 京都三栄ビル6階
	申込期間	平成19年4月5日(木)から4月24日(火)まで なお、郵送による申込みは、申込期間中の消印のあるものに限り有効です。
	受付時間	午前8時50分～午後5時20分(土曜日、日曜日は受け付けません。)
受験票の交付		受験票は5月1日(火)に投函する予定です。 なお、試験の4日前までに受験票が到着しない場合は、京都市人事委員会事務局任用課へ照会してください。[電話(075)-213-2156]

上記①の書類は、受験案内等配布期間中、インターネットの当人事委員会事務局の採用案内ホームページからもダウンロードすることができます。

- ※ 申込書を郵送する場合には、封筒の表に「受験書類」と朱記し、必ず簡易書留で送付してください。
- ※ 申込書に記載していただいた個人情報、採用試験及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

ません。

※ 提出された書類は返却いたしません。

※ 試験当日に車いすを使用するなど受験に際して要望のある人は、申込みの際に、必ずその旨を申し出てください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿（原則として1年間有効）に登載され、任命権者（市長）からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者はその中から採用者を決定します。なお、近年では、合格者は本人の辞退等を除いて全員採用されています。
- (2) 採用者決定後、任命権者の人事担当課から採用についての詳細が通知されます。
- (3) 最終合格者でも試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合は、合格を取り消します。
- (4) 採用予定日は、平成19年7月1日です。
- (5) 日本国籍を有しない人で「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を取得見込みの人は、平成19年6月30日までにその取得ができない場合には採用されません。

7 給 与

一般技術職 ((建築)民間企業等職務経験者)
241,010 円

- 上記の給与は、平成19年4月1日現在の初任給（地域手当を含む。）について示したものです。
- 職歴に応じて、京都市職員としての経験年数に加算されることがあります。
- 扶養手当、通勤手当、住居手当、ボーナス（期末手当と勤勉手当の合計額）などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
- これらの給与は、民間企業従事者や国家公務員の給与水準などに基づいて変動することがあります。
- 勤務内容、勤務条件及び給与などは、任命権者によって異なる場合があります。

8 日本国籍を有しない人の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、京都市では、日本国籍を有しない人については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就いていただくこととしております。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

- (1) 「公権力の行使」に該当する業務
 - ① 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
 - ② 市民に対し一方的に義務や負担を課すこととなる業務
 - ③ 市民に対して強制力をもって執行する業務
 - ④ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）≪「公権力の行使」に該当する業務の具体例≫
 - 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
 - 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
 - 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
 - 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令
- (2) 「公の意思形成への参画」に該当する職
京都市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当します。
- (3) 昇任についての考え方
日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

上記の詳細については、「京都市外国籍職員の任用に関する要綱」等に定められています。

9 試験問題例

(1) 択一式教養試験

[No. 1] 最近の日本の雇用事情に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 日本では、雇用者の労働時間が欧米諸国に比べ長かったことから、労働時間の短縮が図られてきた。しかし近年、不況による人員削減の影響などで中高年層を中心に労働時間が増加傾向にあり、欧米諸国との労働時間の格差は再び拡大している。
2. 若年者の採用状況が厳しい中、就業も就学もしていない若年無業者、いわゆるニートが増えている。ニートは失業者に含まれるため、25歳未満の若年層の完全失業率はニートの急増により悪化し、現在15%に迫っている。
3. 高齢者については、年金の受給年齢が65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、定年後に無収入期間が生じる者が出るのが問題となっている。このため、企業に対し定年の引上げや継続雇用などを義務付ける法律の制定が求められている。
4. 近年、パート、契約、派遣などの非正規雇用が増えている。こうした就業形態の多様化に対応して非正規雇用者の雇用環境の整備が進んでいるが、製造業や医療業務への労働者の派遣は、ニーズはあるものの安全面などの問題から禁止されている。
5. 仕事と家庭の両立を支援するための環境整備が進められている。いわゆる育児・介護休業法の改正により、一定の場合に育児休業期間の延長が可能となり、また、有期雇用者も要件を満たせば育児・介護休業を取得できるようになった。

正答 5

(2) 択一式専門試験

[No. 1] 建築物の構造計算で用いる荷重に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 建築物の各部の積載荷重は、一般に床設計用<骨組設計用<地震力算定用の関係がある。
2. 積雪荷重の計算に用いる積雪の単位荷重は、多雪区域以外では積雪量1cmごとに20N/m²以上とする。
3. 建築物に作用する風の速度圧は高所ほど大きく、その値は地盤面からの高さの2乗に比例する。
4. 建築物の地上部分の地震力の算定に用いる地震層せん断力係数は、建築物の上層ほど小さくなる。
5. 建築物の地下部分に作用する地震力は、一般に地上部分と同様に地震層せん断力係数を用いて算定する。

正答 2

10 試験会場

関西文理学院（京都市北区鞍馬口通烏丸東入）

11 試験についての問合せ先

TEL 075-213-2156

FAX 075-213-2159

ホームページアドレス <http://www.city.kyoto.jp/jinji/ninyo/>

(人事委員会事務局任用課)